

北上市訓令第9号

市長部局

北上市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月9日

北上市長 八重樫 浩文

### 北上市公印規程の一部を改正する訓令

北上市公印規程（平成3年北上市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（公印の使用）</p> <p>第6条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする文書（以下「文書」という。）及び決裁を完了した回議案（以下「原議」という。）を提示し、保管責任者又は公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 <u>保管責任者又は公印取扱者</u>は、前項の請求があったときは、文書と原議とを照合し、押印を適當と認めるものについて公印の使用を承認するものとする。</p>	<p>（公印の使用）</p> <p>第6条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする文書（以下「文書」という。）及び決裁を完了した回議案（以下「原議」という。）を提示し、保管責任者又は公印取扱者（以下この条において「保管責任者等」という。）に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 <u>保管責任者等</u>は、前項の請求があったときは、文書と原議とを照合し、押印を適當と認めるものについて公印の使用を承認するものとする。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、北上市電子文書取扱規程（令和7年北上市訓令第7号）第7条の規定により電子決裁によ</u></p>

り起案した原議に係る文書に公印を使用しようとするときは、保管責任者等に文書を提示して公印の使用を請求するものとする。この場合において、保管責任者等は、文書と文書管理システムに登録された原議とを照合し、押印を適當と認めるものについて公印の使用を承認するものとする。

4 保管責任者等は、前項の規定による承認をしたときは、文書管理システムにその旨を記録するものとする。

5 [略]

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令は、この訓令の施行の日以後に起案する文書に係る公印の取扱いから適用し、同日前に起案した文書に係る公印の取扱いについては、なお従前の例による。